

諸外国における取組の現状関係追加資料

- (1) 地球温暖化対策に関連して導入された税制に係るEU諸国の
軽減方策の主な例 1
- (2) 日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較 2
- (3) EU諸国における課税の効果の例 3
- (4) OECD関係統計－環境関連歳出と税制（抄） 4

<p>(1) 原材料として用いられるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 石油化学用ナフサ、鉄鋼原料炭等の原材料は免税 【イギリス 気候変動税】【ドイツ エネルギー税】 【オランダ エネルギー税、石炭税】 【フィンランド 液体燃料税、電気・特定燃料税】 【デンマーク CO2 税】
<p>(2) 大口排出者に対する措置（エネルギー効率改善又はCO2削減目標に係る政府との協定等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2000年歳入法に基づき、鉄鋼、セメント等のエネルギー集約産業において、政府とエネルギーの効率改善又はCO2削減目標に係る気候変動協定（climate change agreement）を締結したセクター等は、80%軽減【イギリス 気候変動税】 事業用に使用する電力が1,000万kWhを超える場合において、エネルギーの効率改善に係る協定を政府と締結し、エネルギー集約事業として指定された場合に免税。【オランダ エネルギー税】 排出量取引制度の対象となっている企業については、課税の対象とならない。対象となっていない企業のうち、法令において列挙されたエネルギー集約的な工程（溶解・濃縮・乾燥等）を有する企業については、まず、税額の18分の13が還付され、さらに、デンマーク・エネルギー庁と自主協定（voluntary agreements）を締結すれば、税額の30分の29まで還付。【デンマーク CO2 税】
<p>(3) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーにより発電された電気は免税 【イギリス 気候変動税】 【ドイツ 電気税】 【デンマーク 電気税】 (フィンランド 電気・特定燃料税は、免税にはならないが、補助金制度が設けられている。) CHP（combined heat and power：電熱併給設備）により発電された電気は免税 【イギリス 気候変動税】 【フィンランド 電気・特定燃料税】 (ドイツについては、CHPで用いられるエネルギー製品について、エネルギー税が免税) 鉄道等で消費される石炭・天然ガス・電気は免税【イギリス 気候変動税】 鉄道等で消費される軽油・天然ガス・電気は免税【デンマーク CO2 税】 温室栽培に使用される軽油・重油は、液体燃料税の一部を還付 【フィンランド 液体燃料税】

《参考》EU諸国において、発電用燃料は、免税（【イギリス 気候変動税】、【ドイツ エネルギー税】、【オランダ エネルギー税】、【フィンランド 液体燃料税 電気・特定燃料税】、【デンマーク CO2 税】）。ただし、電気について、我が国よりも高率の税が課されている。

(出典) 各国政府資料、EU資料等

(注) 上記の「免税」には還付や非課税を含む。

日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

(2008年7月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80〕 〔石油石炭税 : 2.04〕	34.14 (円/ℓ) 〔軽油取引税 : 32.10〕 〔石油石炭税 : 2.04〕	2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕	0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕	1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕	0.375 (円/kWh) 〔電源開発促進税 : 0.375〕
イギリス	105.74 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 105.74〕	105.74 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 105.74〕	19.51 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 19.51〕	2.61 (円/kg) 〔気候変動税 : 2.61〕	5.84 (円/kg) 〔気候変動税 : 5.84〕	0.958 (円/kWh) 〔気候変動税 : 0.958〕
ドイツ	105.37 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 105.37〕	75.73 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 75.73〕	3.95 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 3.95〕	1.41 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.41〕	6.19 (円/kg) 〔エネルギー税 : 6.19〕	1.980 (円/kWh) 〔電気税 : 1.980〕
フランス	97.71 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 97.71〕	68.97 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 68.97〕	2.68 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 2.68〕	1.42 (円/kg) 〔石炭税 : 1.42〕	3.35 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 3.35〕	—
オランダ	110.93 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 110.93〕	67.14 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 67.14〕	67.14 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 67.14〕	2.08 (円/kg) 〔石炭税 : 2.08〕	38.49~1.96 (円/kg) 〔エネルギー税〕	12.107~0.081 (円/kWh) 〔エネルギー税〕
フィンランド	100.95 (円/ℓ) 〔液体燃料税〕 — 基本税 : 92.16 — 付加税 : 7.70 — 戦略備蓄料 : 1.09	58.60 (円/ℓ) 〔液体燃料税〕 — 基本税 : 49.38 — 付加税 : 8.66 — 戦略備蓄料 : 0.56	9.71 (円/ℓ) 〔液体燃料税〕 — 基本税 : — — 付加税 : 9.30 — 戦略備蓄料 : 0.41	8.13 (円/kg) 〔電気・特定燃料税〕 — 基本税 : — — 付加税 : 7.94 — 戦略備蓄料 : 0.19	5.20 (円/kg) 〔電気・特定燃料税〕 — 基本税 : — — 付加税 : 4.99 — 戦略備蓄料 : 0.21	0.423 (円/kWh) 〔電気・特定燃料税〕 — 基本税 : — — 付加税 : 0.403 — 戦略備蓄料 : 0.021
デンマーク	89.74 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 84.88〕 〔CO2税 : 4.85〕	66.81 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 61.45〕 〔CO2税 : 5.36〕	47.23 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 41.51〕 〔CO2税 : 5.71〕	36.75 (円/kg) 〔石炭税 : 31.95〕 〔CO2税 : 4.80〕	75.98 (円/kg) 〔天然ガス税 : 69.26〕 〔CO2税 : 6.72〕	14.706 (円/kWh) 〔電気税 : 12.722〕 〔CO2税 : 1.984〕
EU 最低税率	57.80 (円/ℓ)	48.62 (円/ℓ)	2.17 (円/ℓ)	0.64 (円/kg)	1.52 (円/kg)	0.081 (円/kWh)

(注1) 使途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てるのが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス、及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、天然ガス、電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、天然ガスは事業用、及び電気は事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガス・電気は事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、軽油は無硫黄、電気は鉱業・工業・温室用の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり3,220円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けをしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、天然ガスは非動力用、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり1,984円に設定されており、表中で網掛けをしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/ℓ)・0.65(kg/m³)、及び石炭・天然ガスについては環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」による係数26.6(GJ/トン)・40.9(MJ/m³)を用いて単位を揃えている。

(備考2) 1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、1デンマーク・クローネ=0.208ドル(2008年下半期適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場)

EU諸国における課税の効果の例

	イギリス	ドイツ	フランス	オランダ	フィンランド	デンマーク
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動税 (2001年導入) ・ 炭化水素油税 (1993~1999年段階的引上げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー税 (1999~2003年段階的引上げ等) ・ 電気税 (1999年導入) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油産品内国消費税 ・ 天然ガス消費税 ・ 石炭税 (2007年導入) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱油税 ・ エネルギー税 (旧規制エネルギー税・1996年導入) ・ 石炭税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液体燃料税 (1990年に付加課税部分をCO2比例で追加) ・ 電気・特定燃料税 (1990年に付加課税部分をCO2比例で追加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱油エネルギー税 ・ 石炭税 ・ 天然ガス税 ・ 電気税 ・ CO2税 (1992年導入)
導入効果試算	<p>①【気候変動税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.7百万CO2トン削減 (2005年) ・ 7.3百万CO2トン削減 (2010年) <p>【炭化水素油税の増税分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.7~9.2百万CO2トン削減 (2010年) <p>(注1)</p> <p>②【気候変動税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12.8百万CO2トン削減 (2010年) <p>(参考)【気候変動協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約7百万CO2トン削減 (2010年) (2005年試算) (注2) <p>③【気候変動税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CO2排出量削減 -2.3% ・ 温室効果ガス削減 -2.0% (2010年) <p>(2005年試算) (注3)</p> <p>※いずれもケンブリッジ・エコノメトリクスによる試算</p>	<p>①【環境税制改革 (旧鉱油税 (現エネルギー税) の引上げ、電気税の導入)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10百万CO2トン削減 (2005年) ・ 20百万CO2トン削減 (2008~2012年平均) <p>(注1)</p> <p>②【同上】</p> <p>CO2排出削減 (参照シナリオ (BAU) からの乖離)</p> <p><産業連関分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ -2.35% (2005年) ・ -2.21% (2010年) <p><応用一般均衡分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ -2.85% (2005年) ・ -3.00% (2010年) <p>(Bach, S. et al. 2001)</p> <p>(注3)</p>	— (注4)	<p>①【旧規制エネルギー税 (現エネルギー税) 導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生 (家庭) 部門における天然ガス使用量の変化 推定使用量 -6.3% (2001年・事後評価) <p>②【同上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生 (家庭) 部門における電気使用量の変化 推定使用量 -16% (2001年・事後評価) <p>(SEO研究所)</p> <p>(注5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4百万CO2トン削減 (1998年・総排出量の削減57百万CO2トンの7%に相当) <p>【最終消費部門においては、ガソリン消費量の減少分 (約1百万CO2トン)、産業部門におけるエネルギー消費構造の変化分 (約1百万CO2トン) の寄与が大きいとされた。</p> <p>(注6)</p>	<p>【1996年に導入されたグリーン税パッケージのうち税制 (CO2税等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1.2百万CO2トン (2005年) <p>【1996年の付加価値税登録企業のCO2排出量は、約24.3百万CO2トンであるため、税により、産業通商部門排出量の約5%が削減されることになる。</p> <p>(注7)</p>
<参考1> 温室効果ガス 排出量 (2006年)	652.3百万CO2トン	1004.8百万CO2トン	541.3百万CO2トン	207.5百万CO2トン	80.3百万CO2トン	70.5百万CO2トン
<参考2> 税収 (2006年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,493億円【気候変動税】 ・ 49,241億円【炭化水素油税】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65,102億円【エネルギー税】 ・ 10,133億円【電気税】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 39,317億円【石油産品内国消費税】 ・ 301億円【天然ガス消費税】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10,713億円【鉱油税】 ・ 10億円【石炭税】 <p>(注8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,836億円【液体燃料税】 ・ 886億円【電気特定燃料税】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,795億円【鉱油エネルギー税】 ・ 329億円【石炭税】 ・ 791億円【天然ガス税】 ・ 1,907億円【電気税】 ・ 1,121億円【CO2税】

(出典) 各国政府資料、EU資料等

(注1) 国連気候変動枠組み条約第3次国別報告書 (2001年11月30日提出期限) による。

(注2) 英国財務省「Budget2008」による。

(注3) 「環境問題と経済財政の対応に関する研究会」(財務総合政策研究所)平成19年2月2日 諸富委員提出資料による。

(注4) 調査した限りでは、効果に関する情報を把握できなかった。

(注5) オランダ財務省「Greening the tax system」による。SEO研究所とは、1949年にアムステルダム大学経済学部の研究機関として設立された研究所 (1980年代からは大学から独立)。

(注6) フィンランド総理府「Environmental energy Taxation in Finland」による。調査した限りでは、付加課税部分のみの効果かどうか把握できなかった。

(注7) The Danish Energy Agency 発行の「Green taxes for Trade and Industry -description and evaluation」による。グリーン税パッケージとは、CO2排出量の削減を図るとともに、税の負担が企業の競争力に影響を与えないようにするための政策パッケージ。パッケージには、CO2税、SO2税、エネルギー税を含み、税率を上げるとともに、高効率機器への補助や小規模企業に対する補助等を盛り込んでいる。

(注8) 調査した限りでは、エネルギー税の税収に関する情報を把握できなかった。

(備考) 1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、1デンマーク・クローネ=0.208ドル (2008年下半年適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場)

OECD 環境統計 — 環境関連歳出と税制 (抄)
 (OECD “Environmental Data — Environmental Expenditure and Taxes”)

表4A 環境関連税制の内訳 (抄)

(Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes)

2004年 (百万ドル)

課 税 対 象	日 本	
エネルギー物品 (Energy products)	48,460	
輸送目的	40,570	● 軽油引取税 ● 石油ガス税 ● 航空機燃料税
うち、ガソリン	29,679	● 揮発油税 ● 地方道路税
生活上の使用目的	7,890	
化石燃料	4,443	● 石油石炭税
電気	3,447	● 電源開発促進税
自動車、その他輸送手段 (Motor vehicles and transport)	29,084	
取引課税	4,199	● 自動車取得税
保有課税	24,885	● 自動車重量税 ● 自動車税 ● 軽自動車税

表4B 環境関連税制の税収 (抄)

(Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes)

2004年 (%)

	GDP 比 (% of GDP)	税収構成比 (% of tax revenue)
デンマーク	4. 8	9. 8
オランダ	3. 6	9. 5
フィンランド	3. 3	7. 4
イタリア	3. 0	7. 2
イギリス	2. 6	7. 3
ドイツ	2. 5	7. 3
フランス	2. 1	4. 9
日本	1. 7	6. 4
カナダ	1. 2	3. 7
アメリカ	0. 9	3. 5
OECD 平均	1. 8	5. 8

(注) OECD による「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes) の定義は、以下のとおり。

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及び目的は基準とはならない
- ・ 税の用途が定まっているかは基準とはならない